

# 長野陸上競技協会特別積立金に関する規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

## (目的)

第 1 条 長野陸上競技協会に特別積立金を設け、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第 2 条 特別積立金は別表のとおりこれを設置する。

## (特別積立金の運用)

第 3 条 本協会の特別積立金は経理部長が管理し、その方法は理事会及び、評議員会の議を経て定める。

2 本協会の特別積立金は、預金保険制度加入の金融機関に預託するものとする。

## (運用益金の処理)

第 4 条 特別積立金の運用から生ずる益金の処理は別表の通りとする。

## (特別積立金の処分)

第 5 条 本協会の事業遂行上やむを得ない事由により、特別積立金の一部の取崩し、又は、全部の処分をしようとする時は、理事会、評議員会の議を経るものとする。

## 付 則

この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

## 別表

名 称	内 容
選手育成強化積立金	①選手育成強化を指定して寄付された財産 ②理事会、評議員会で特別積立金に繰り入れることを決議した金額とし、運用益は本協会の選手育成強化費に充当する
財政調整積立金	各年度の決算剰余金（前年度繰越金を除く）のうち年度当初の運営に支障の無い金額を積み立て、運用益は本積立金へ積み立てるものとする